

令和6年度 第10回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和7年1月16日（木）午後2時00分～2時59分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（14名）、欠席委員（1名）

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	×	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等（6名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（2名）

- 4 議事録署名委員の指名 11番 衛藤 英教 12番 小野 末芳
- 5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第18号 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う対応について

6 議 事

- (1) 議案第58号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (3) 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第62号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第63号 農地移動適正化幹旋委員の指名について
- (7) 議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 (総会に係る関係資料の説明)

本日の出席委員は 14 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行～

日程 1

開 会

議 長 (会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明)
農地利用最適化推進委員のご逝去の報告と 1 分間の黙祷

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。

11 番委員、12 番委員

日程 3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 18 号 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う対応について
本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (口頭による説明)

法令上、推進委員の補充が必要な場合に関する規定はありません。そのため、必ずしも欠員する都度補充することは必要ないとされています。

しかしながら、当該委員の所掌範囲である地区が空白の状況となることは問題であると思います。また、本年 4 月以降には、次期役員を選出作業にも入っていきます。

このことを含めて県農業会議に相談をしたところ、現任の推進委員が地区を変更して担当することは委嘱内容と異なってくることから、所定の手続きが必要となるが、残任期間を農業委員が代替することは問題ないとの見解をいただきました。

このことを先般の朝地地区審査会でお諮りした結果、6 番委員並びに 13 番委員にこの旨についての了承をいただいたところです。

今後の対応としましては、在任期間に限りますが、状況に応じて 6 番委員並びに 13

番委員にご対応いただくこととなりました。

なお、両委員が推進委員の役割を担った場合につきましては、それぞれの活動に関わる費用弁償等は措置をさせていただきます。

以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明報告が終わりました。
6 番委員並びに 13 番委員にはお世話をかけますが、よろしくお願ひいたします。
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4 議 事

◆議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農地利用集積計画の決定について

議 長 本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 59 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について」は、意見なしとして市に報告をいたします。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 7 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番と 2 番の案件を 2 番委員に、番号 3 番の案件を 10 番委員に、番号 4 番の案件を 1 番委員に、番号 5 番の案件を 13 番委員に、番号 6 番と 7 番の案件を 11 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

2 番委員
10 番委員
1 番委員
13 番委員
11 番委員

審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 60 号の 7 案件についてこれより質疑を許可します。

2 番委員 番号 6 番の案件については、譲受人が市外の方で、譲渡人が地元の方になっている。譲受人の住所は市外にあるが、実際には豊後大野市に住んで、現に耕作しているのでしょうか。

議長 担当地区の委員に説明を求めます。

11 番委員 譲渡人は譲受人のお兄さんで譲受人は市外に居住しています。営農状況としては、弟さんが主体となる中で兄弟で一緒にやっており、他に林業や椎茸の栽培も行っています。

このような状況から、今回弟さんに名義を変更するという事です。

2 番委員 単純に考えると、地元の人が受け手になるのでは。

議長 事務局の説明を求めます。

(事務局) 譲受人は、現在、地元の農地を個人で集積をしています。11 番委員が説明したとおり、林業もされており、広く農業に従事しているため、ここで営農しても問題ないと思います。

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 60 号の 7 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 60 号の 7 件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、本件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件について 4 番委員にお願いします。

4 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 61 号についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 61 号については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 61 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 62 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 6 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番と 2 番の案件を 12 番委員に、番号 3 番と 4 番の案件を 9 番委員に、番号 5 番の案件を 13 番委員に、番号 6 番の案件を 11 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

12 番委員
9 番委員
13 番委員
11 番委員

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 62 号の 11 案件について、これより質疑を許可します。

2 番委員 3 番案件の「土地改良区水路が壊れて」とありますが、どのような状況であったかお聞きしたいと思います。

議 長 担当地区の委員に説明を求めます。

9 番委員 「富士緒井路の水路が壊れている」ということについて、地区審査会で現地を確認しました。本線であれば富士緒井路土地改良区が修理をすると思われますが、当該改良区から個人での修理を求められたとのことから、壊れている箇所は、本線ではないと思われます。

申請理由は、いつも本線から漏れる水が田に入り、湿田のため耕作不能となっているとのことでした。立会した農業経験のある委員に見解を求めたところ、「道路も農道も極端に狭く、コンバインが入らないため、使えない水田。こんなところでは耕作は難しい。」とのことでした。今後の耕作は困難ということで認めました。また、当該改良区との問題は無いということを事務局から聞いております。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 62 号の 6 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 62 号の 6 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 62 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 63 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。

地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。

本案件を9番委員と23番委員にお願いします。

なお、迅速かつ適切に斡旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

◆議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 その他ご意見等はございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和6年度第10回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。